

山形県営通町団地移転建替等事業

基本協定書（案）

平成20年 4月 1日

山 形 県

< 目 次 >

第1条（目的）	2
第2条（甲及び乙の義務）	2
第3条（事業予定者の設立）	2
第4条（株式の譲渡等）	2
第5条（業務の委託、請負）	2
第6条（事業契約）	3
第7条（準備行為）	4
第8条（事業契約の不調）	4
第9条（違約金）	4
別紙1（第6条関係）	6
別紙2（第6条関係）	8

山形県営通町団地移転建替等事業 基本協定書（案）

山形県営通町団地移転建替等事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者たる山形県（以下「甲」という。）と●グループ（●を代表企業とし、●、●、●を構成員とするグループをいい、以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間の、本事業における県営住宅（以下「県営住宅」という。）の整備業務（県営住宅の整備に係る旧米沢ろう学校寄宿舎の解体撤去業務を含む。）、県営住宅の維持管理業務及び県営通町団地の解体撤去業務並びに以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲及び事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会、甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。

2 前項の場合、乙の代表企業である●及び建設業務を行う予定の乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。また、乙の構成員以外の株主の持株比率が単独で事業予定者の株主中最大となつてはならない。

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、事業契約が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

（業務の委託、請負）

第5条 乙は、事業予定者をして、本件建物の設計に係る業務を●に、建設に係る業務を●に、工事監理に係る業務を●に、維持管理に係る業務を●にそれぞれ委託する。

- 2 乙は、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を委託し又は請け負わせることを証する覚書等を締結し、締結後速やかに、その写しを甲に提出する。
- 3 第1項により事業予定者から設計、建設、工事監理又は維持管理に係る業務の委託を受け、又は請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

（事業契約）

第6条 甲及び乙は、事業契約を、平成20年●月●日を目処に、甲及び事業予定者間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結の前に乙の構成員に本事業の入札に関し以下の各号の事由が生じたときは、事業契約を締結しない。

- (1) 乙のいずれかの構成員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項の規定により審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第66条第1項の規定により却下され、同条第2項の規定により棄却され、若しくは同条第3項の規定により当該排除措置命令に係る違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第49条第1項の規定による排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項の規定により審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定により当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙のいずれかの構成員が、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、同法第50条第5項の規定により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第50条第4項の規定により審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定により却下され、同条第2項の規定により棄却され、若しくは同条第3項の規定による審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第50条第1項の規定による課徴金納付命令を受けた者が第50条第4項の規定により審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定により当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙のいずれかの構成員が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (4) 乙のいずれかの構成員（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号、その後の改正を含む。）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号、その後の改正を含む。）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 3 乙は、甲及び事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業予定者の株式の保有者全員から別紙2の様式

による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、前項の協力の結果を、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継がせるものとする。

(事業契約の不調)

第8条 乙の都合その他乙の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、違約金として入札金額（県営住宅の整備業務、県営住宅の維持管理業務、県営通町団地の解体撤去業務）の100分の5に相当する金額の支払を乙に請求できるものとし、甲からの請求を受けた場合には、乙は、請求に係る金額を速やかに支払わなければならない。

2 甲の都合その他甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らず、これに起因して乙において損害が生じた場合、乙は、責めのある当事者に対して損害賠償を請求できるものとする。

3 事業契約について、甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲と乙の間に債権債務が生じないものとする。

(違約金)

第9条 事業契約締結後に、乙の構成員に第6条第1項ただし書の各号の事由が生じたときには、乙の構成員が連帯して、甲の請求に基づき、事業契約に定められた契約金額（県営住宅の整備業務、県営住宅の維持管理業務及び県営通町団地の解体撤去業務）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

以上を証するため、本基本協定書を3通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 所在地 山形県山形市松波二丁目8番1号
商号又は名称 山形県知事 齋藤 弘

乙 ●グループ
(代表企業) 所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者名 ●

(構成員) 所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者名 ●

(構成員) 所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者名 ●

(構成員) 所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者名 ●

別紙1（第6条関係）

出資者保証書の様式

平成●年●月●日

山形県

山形県知事 [] 様

出 資 者 保 証 書

山形県及び●（特別目的会社）（以下「事業者」という。）間で平成●年●月●日付で締結された山形県営通町団地移転建替等事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、落札者である●グループ（以下「落札者」という。）の構成員のうち、事業者に出資を行った●社、●社、●社及び●社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付をもって、山形県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、事業契約において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、●株であり、そのうち●株を、落札者の構成員が保有し、その内訳は、●株は●社、●株は●社、●株は●社、●株は●社であること。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、●株であり、その内訳は、●株は●社、●株は●社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を山形県に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、山形県に対して提出すること。

4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、山形県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

以 上

所 在 地 ●
商号又は名称 ●
代 表 者 名 ●

所 在 地 ●
商号又は名称 ●
代 表 者 名 ●

所 在 地 ●
商号又は名称 ●
代 表 者 名 ●

所 在 地 ●
商号又は名称 ●
代 表 者 名 ●

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

平成●年●月●日

山形県
山形県知事 [] 様

誓 約 書

当社は、本日現在、●（特別目的会社）（以下「事業予定者」という。）の株式●株を、保有しています。当社は、原則として山形県及び事業予定者との間の山形県営通町団地移転建替等事業に関する事業契約の終了まで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式を譲渡する場合には、事前に山形県から承諾を得るほか、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、山形県に提出します。

所 在 地 ●
商号又は名称 ●
代 表 者 名 ●